

第24回八尾市人権尊重の社会づくり審議会

日 時 : 平成25年2月7日(木) 午前10時～午後12時30分まで

場 所 : 八尾市役所本館8階 第2委員会室

委 員 : 水鳥会長、有澤副会長、吉村委員、村松委員、西寺委員、的場委員、平野委員、池上委員、趙委員、奥田均委員、庖刀委員、尾上委員

八尾市 : 田中市長

事務局 : 植島人権文化ふれあい部長、鶴田人権文化ふれあい部次長兼人権政策課長、福罵人権教育課長、北野人権政策課長補佐、小柴人権教育課長補佐、中川人権政策課人権政策係副主査、主森人権政策係副主査、富田人権政策課人権政策係主事

○事務局

定刻になりましたので、ただいまより「第24回八尾市人権尊重の社会づくり審議会」を開催させていただきたいと存じます。

委員の皆様におかれましては、本日は御多忙の中、御出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

当審議会は、お手元の配付の資料でございますとおり、平成13年4月1日に施行されました「八尾市人権尊重の社会づくり条例」に基づきます審議会でございます。

その目的は、本条例の第5条に規定いたしてございます、本市の人権尊重の社会づくりに関する事項につきまして、御意見を賜ることを目的といたしているところでございます。

さて、本日の出席状況でございますが、17名中12名の委員の皆様にご出席をいただいております。

奥田信宏委員、田中委員、重松委員、泉谷委員におかれましては、他の公務との御都合によりまして御欠席の御連絡をあらかじめ頂戴いたしてございますので、御報告申し上げます。

その結果、過半数の委員の皆様にご出席をいただいておりますので、本審議会の規則第3条第2項の規定に照らしまして、会議が成立いたしておりますことを御報告申し上げます。

なお、本日の会議時間は2時間以内を予定いたしてございます。委員の皆様におかれましては、円滑かつ実りある会議になりますように進行の御理解と御協力よろしくお願い申し上げます。

また、当会議は従前より公開とさせていただいておりますので、傍聴が認められております。あわせてよろしくお願い申し上げます。

それでは、本日の審議会の開会にあたりまして、田中市長から御挨拶を申し上げます。

○田中市長

皆さん、おはようございます。また、早朝より第24回八尾市人権尊重の社会づくり審議会の開催をいただきまして、どうもありがとうございます。今、報告がいろいろあったというふうに思いますが、八尾市の取り組みは、もう皆さんもご存知だと思いますが、平成13年から、八尾市はすべての人の人権が尊重される社会の実現に向けてということで、「八尾市人権尊重の社会づくり条例」を制定させていただきました。

そして、また、平成18年3月には、市民とともにしっかりやっけていく、「八尾市人権教育・啓発プラン」をつくったところでございます。

そして、また、平成23年4月からは、第5次総合計画がスタートいたしてございまして、その中で「みんなでつくる八尾」という項目の中で、多様な人々が暮らす地域社会において、一人一人が尊重し合う、人権感覚豊かなまちづくりと、こういうふうにならなっております。

しっかりと、八尾市は、すべての人たちの人権を守っていきなりたいと、このように考えています。

また、プライム問題に端を発する戸籍、あるいは、住民票等との問題、これらにつきましまして、八尾市でも本人通知制度、非常におくれておりますが、この3月定例会に向けて準備を進めておりますので、もう少しでできなると、周知期間もございまして、スタートは、若干、おくれるかもわかりませんが、今までになら、そして、しっかりとしたものにならなりたいと、このように思っています。

また、最近よく言われている土地調査につきましても、先日、宅建協会等々に御説明をさせていただいたり、こういう調査があれば、業者そのものがいろいろと指導されると、こういうふうなお話もさせていただきながら、絶対、あつてはならなないと、こういうことでお話もさせていただいているところでございます。

また、子どもたちを取り巻く環境では、いじめ、体罰という問題が頻発してございまして、これらも八尾の中で、実は、体罰につきましましては、昨年の10月から課題にならなっております、多分、大阪府教育委員会は今月中ごろに処分を発表すると、こういうことにならなるといふふうにならなっております。八尾市としては、誠心誠意、取り組んできたつもりでございまして、これからも体罰、いじめを許さなと、こういう立場で頑張らなさせていただければといふふうにならなるところでございます。

また、多分、今日も委員の皆さんから、いろいろと御意見いただくことにならなるといふふうにならなおりますが、八尾における人権課題、しっかりと守っていきなように、各委員の皆さん方から、いただいた御意見を尊重し、八尾市としては対応してまいりたいと、このように考えておりますので、会長、副会長はじめ、委員の皆さん、どうかよろしくお願いを申し上げます。

○事務局

どうもありがとうございます。

田中市長におかれましては、この後、他の公務がございまして、失礼ながら、これにて退席とさせていただきます、よろしくお願いを申し上げます。

それでは、本日の出席委員の御紹介でございまして、大変失礼かと存じますが、お時間の都合上、お手元に配付をさせていただいてございまして委員名簿をもちまして、御紹介にかえさせていただきますと存じます。何とぞ、御理解をいただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

それでは、次に、事前にお配りをいたしてございまして資料の御確認をさせていただきたいと思っております。

まず、本日の次第書が、A4で1枚ものでございまして。

それから、右肩に資料1ということでお示しをしております、「八尾市人権尊重の社会づくり条例」、その裏面が本審議会の規則でございまして。

それから、資料2といたしまして、「『いじめ』をはじめとした人権侵害事象につい

て」ということでございます。

資料3、タイトルが、「『いじめ』をはじめとした人権侵害事象への対応」ということでございます。本審議会に臨むにあたってのメモとして御活用いただくような資料でございます。

それから、資料4が、「差別事象等一覧」ということでございます。

以上でございますが、不足の資料等ございましたら、恐れ入りますが、挙手をお願いしたいと思います。

それでは、早速でございますが、案件の審議に移らせていただきたいと思います。以後の進行につきましては、審議会規則の規定に基づきまして、水鳥会長にお願いしたいと存じます。

水鳥会長、よろしくお願い申し上げます。

○水鳥会長

皆さん、おはようございます。

暦の上では立春を過ぎたわけですけれども、まだ、肌寒い日が続いております中、当審議会に御足労いただきまして、どうもありがとうございました。

本日のテーマも既に、事前に皆様のほうに通知させていただいておりますように、世情を騒がしているような具体的な内容について、皆さん方から忌憚ない意見をいただくようなものとなっております。よろしく願いいたします。

それでは、次第に従いまして、案件（1）「第23回審議会での意見について」、事務局から説明をお願いしたいと思います。

これからの説明は、もう着席したままでお願いいたします。

○事務局

それでは、すみません。失礼いたします。

ただいま、着席した上での説明をお許しいただきましたので、着席したままで御説明をさせていただきますと思います。

それでは、案件（1）「第23回審議会の意見について」、御説明させていただきます。

前回の第23回審議会におきまして、大きく2点御意見をいただいたものでございます。

1点目としまして、「八尾市路上喫煙マナーの向上を市民とともに推進する条例」、こちらに基づきまして、本市では平成23年4月より、近鉄八尾駅南側・市役所周辺地域を路上喫煙禁止区域に指定し、啓発指導員を配置しておりますが、この啓発指導員につきまして、有償であるのか、ボランティアであるのか、また、啓発指導員を警察OBに限定している理由、福祉からの自立、就労支援策の一環として活用を検討できないかという御意見をいただいております。

こちらにつきまして、担当課であります環境保全課に確認いたしましたところ、啓発指導員はその身分を非常勤嘱託職員として位置づけしており、有償であります。現在、2名配置しております、とのことでした。

また、この啓発指導員におきましては、路上喫煙者に対する直接の指導や、条例に基づきます過料を課すなどの権力を行使することも業務の範囲に含まれておりまして、行政経験、知識が求められると判断し、警察機関OBを対象として、現状の体制をとっているとの旨で回答を得たものでございます。

きまして、2点目ですが、八尾市人権教育・啓発プラン（改定版）の進行管理個表につきまして、その該当事業のうち、識字教室と日本語教室の参加人数実績が合算されてい

るが、おのおの分析するには把握しにくい。との御意見をいただいております。

こちらにつきまして、担当課であります生涯学習スポーツ課に確認いたしましたところ、次年度以降、進行管理の御説明の際に、両事業を切り分けた形で記載する。との旨で回答をいただいております。

非常に雑駁で恐縮ですが、案件（１）につきましての説明は、以上でございます。

○会長

ありがとうございました。

ただいまの案件につきまして、委員の皆様から何か御意見ございませんでしょうか。

確か、前回の審議会では、〇〇委員のほうから、何か雇用対策の一環として、位置づけてはどうかという御提言があったかと思うのですけれども、事務局の発言をお聞きになられて、何か御意見でもございましたら、まずは、伺っておきたいと思いますが。

○委員

その職務の執行に当たり、公権力の行使ですか、そのような職務内容であるということ、行政経験者というような説明があったのですが、ちょっとやっぱり、その行政経験者の中で、なぜ、警察官でなければいけないのか。学校の教員のOBや、市のOBでやってはいけないのか。一般的な国家公務員、職業安定所の職員がOBであってはいけないのかというのが、やや理解に苦しむところがございます。

一つの問題提起として受けとめていただきまして、今後、それにこだわる必要がないというようなことが、経験則上明らかになってきた時点で、また改めて、前回の問題提起を受けとめて御検討いただければというふうに思います。以上です。

○会長

どうもありがとうございました。

ほかの委員の方、いかがでしょう。

○委員

このマナー条例につきまして、重点区域に関しましては、指導員さんがおられて指導するという形になっていますけれども、それ以外の区域で、例えば、近鉄八尾で、とある銀行の方、職員が出てきて、隣に塾がありまして、子どもたちがたくさんいるのに、その横でたばこを吸ってはるとかあるわけです。

それで言いましたら重点区域だけでなしに、やはり企業にもう少し、子どもの人権もあるわけですから、そして、また、たばこに関しましては、FCDCの中で有害物質ということで日本はちゃんと認めているわけですから、健康になるということは、必ずその人権の侵害になるわけですから、健康に関して権利があるわけですから、その人権の侵害になる部分に関しまして、一応、こういうマナー条例をつくっているわけですから、その重点地域だけではなしに、私も、このつくるときに、重点区域だけでなしに、八尾市全体でしてほしいということと言いましたのに、八尾市全体をターゲットにしているわけですから、その中で言いましたら、やはり企業に対して、もしくは、今、葬儀屋さん、そんなとこに私行かせていただいています。葬儀屋さんのほうは認識していただいて、町会とかに言うてます言うて、反対に。しかし、町会の中のほうが認識がないものですから、またその集まる所でたばこ吸うてはるとかあるわけですから、その辺をもう少し重点地域だけでなしに、ちゃんとこの条例の趣旨に沿って進めていただきたいなということで、その辺、また、課と協議していただきたいと思います。

○会長

ありがとうございました。ほかにいかがでしょう。

進行管理個表についての、了解もこれでとれたということで、よろしいでしょうか。

ありがとうございました。

それでは、委員の方から2点、この問題について御指摘をいただきましたので、この点についても、引き続き、その指摘点を踏まえた上で、行政当局にあたっては取り組んでいただきたい。

当審議会におきましても、引き続き、また、この問題に関心を持ち続けていきたいというふうに考えているところでございます。

それでは、引き続きまして、案件（2）の「『いじめ防止の取り組み状況』について」、事務局から説明をお願いしたいと思います。

○事務局

失礼いたします。

案件（2）「『いじめ防止の取り組み状況』について」を御説明いたします。

資料2、「『いじめ』をはじめとした人権侵害事象について」をごらんください。

昨今、滋賀県大津市の中学校での不幸な事件をはじめ、「学校でのいじめ」がクローズアップされ、社会問題化しております。

文部科学省では、いじめの定義として、当該児童生徒が、一定の人間関係のあるものから、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているものと規定されております。

しかしながら、広く国民一般の基本的な人権の尊重の見地からは、「いじめ」とは、必ずしも児童・生徒に限定矮小化されるべきものではなく、広義には、大人に対する人権侵害事象も含まれると解されます。

各市のいわゆる「いじめ防止条例」を見ましても、その対象を児童・生徒に対するいじめに限定する自治体もあれば、「いじめ」等の定義としまして、「言葉、文書（電子媒体を含む）、暴力等による心理的及び物理的な攻撃、無視、差別的な扱い等による精神的な苦痛を与えるもの並びに法律に規定する虐待、暴力など。つまり、学校のいじめだけでなく、児童虐待、高齢者虐待、ドメスティック・バイオレンス（DV）、セクシュアル・ハラスメントなど、すべての人権侵害のことをいう。」と規定している自治体もあります。

各自治体などで、このような動きが見られる中、「八尾市ではどのように対応していくのか」との旨で、本都市議会でも質問をいただきました。

本市としましては、平成13年に「八尾市人権尊重の社会づくり条例」を施行し、すべての人の人権が尊重される社会の実現を目指すことを目的としているところであり、いじめ防止を含め、本条例には、その理念が位置づけられているため、本条例に基づき、今後、市長部局・教育委員会間の連携を強め、理念だけにとどまることなく、実効性のある取り組みを進めていくと答弁いたしております。

「いじめ」は、重大な人権侵害事象と捉えなければなりません。そして、市民・地域・行政・学校園・企業・各種団体等、あらゆる社会において、その構成員が連携して、その防止に取り組んでいくことが必要であります。

従いまして、本審議会における「いじめ」とは、学校等における児童・生徒のみを対象としたものに限定するものではなく、すべての人の基本的に人権を尊重する立場から、大人への人権侵害事象を含むものとの認識を共有いただき、本日は、皆様に御議論いただければと考えております。

また、資料3、「『いじめ』をはじめとした人権侵害事象への対応について」につきましては、皆様の活動内容などを御議論いただく際の整理等に御活用いただければと思います。

非常に雑駁で恐縮ですが、案件（2）につきましては、以上でございます。

○会長

ありがとうございました。

ただいまの事務局よりの説明にありましたように、本日の審議会の審議におきましては、「いじめ」というのを行為に捉えまして、児童・生徒に限定するものではなく、すべての人の基本的人権を尊重するという立場から、いわゆるいろいろ何がそうなのかということの定義については、いろいろ問題がありますが、弱者と言われるような方々に対して、大人も含めた人権侵害事象を含むものというふうな共通認識を共有した上で、議論をしていただければというふうに思っております。

それでは、皆様より、各自お取り組みについてお話、これからいただきたいと思うのですが、やはり世情を騒がしておりますのは、何と言いましても学校現場におけるいじめということもありまして、その学校現場での取り組みの現状につきまして、まずは、御報告いただきたいというふうに思っております。

事務局のほうから、よろしく願いいたします。

○事務局

それでは、座ったままで失礼をさせていただきます。

今年度、先ほどからありましたように、大津の事件が発生しまして以来、学校現場におけるいじめというのが大きな社会問題となっております。

発生後、八尾市教育委員会のほうでも、さまざまな研修会、あるいは、人権教育研修の場等で、教職員、管理職に対しまして、しっかりと取り組むようにということの指示を出しているような状態です。

八尾市におきましても、各学校園においては、これが、自分の学校、あるいは、クラスにはないという立場には決して立たずに、いじめは、どこにでも存在するものであると、目の前にあるものであると、そういう前提でいじめは絶対に許さない、見逃さないという強い姿勢で日々の教育活動を行っているような状況です。

研修講座の場で、教職員に対して話をするときもあったのですが、その際には、学校現場におきまして、いじめというのは、もっとも身近で、もっとも発生しやすい人権侵害事象であるというふうに捉えて対応していただきたいということで、たびたび話をしております。

さて、今年度なんです、平成24年度2学期までの学校園で、八尾市内で発生しましたいじめの件数なんです、小学校で23件、中学校で16件となっております。

ただ、ここに挙がってきているものが、すべてであるというふうには、決して捉えておりません。潜在化している事象もたくさんあるということは、十分に承知した上で把握に努めている状況であります。

いじめというのは、なかなか見えにくく、把握するのに時間がかかる場合も多いということなんです。

子どもたちが、何か被害を受けたときに、みずからSOSを出すようであればいいのですけれども、誰にも言えずに黙っている子どもたち、そのような子どもたちを見つけること、そして、ケアすること、これが非常に大切かなということで、学校園のほうでは

日々の観察、それから、情報交換が行われております。

被害者、被害にあった、いじめにあった子どもたちは、なかなか、やはり親に心配をかけたくないであるとか、あるいは、いじめられていることを自分自身が認めたくないというような感情が働きまして、なかなか自分で言うことができないという場合も多々あると思います。常に早期発見、早期対応に努めるためにも、教職員は、アンテナを高くして、日々の子どもの観察の中で状況の把握に努めているような次第です。

日々の活動と申しましても、多岐にわたっております。例えば、登校時、あるいは、朝の会、終わりの会といったようなところ、あるいは、休み時間、学校全般にわたっているいろいろと観察を続けながら、少しでも気になる状況があるとふだんと違うなというふうな状況がありますと、例えば、元気がないとか、それから、登校時間が少し遅くなっているとかいうような状況、友達関係がちょっと変わったなというような状況、そういうことがあれば、声をかけて状況のほうをいろいろと話を聞いていくということをしております。

従って、こうやって声をかけるということは、いじめに特化したものではなく、子どもたちが何かおかしいな、困っているなというようなときの声かけであって、その他いろいろな課題も挙がってくるかなというふうに思っています。

また、本人だけではなく、仲のいい友達であるとか、あるいは、場合によっては保護者の方からもいろいろな情報をいただくという形で、早期発見に努めています。

学校現場としましては、一人の子どもの様子を担任がすべて見ているわけではありません。学年の教師、それから、養護教諭、あるいは、管理職、よく登校指導で校門の所に校長先生などが立っておられる場合があると思いますが、そのときに、やはり状況の変化とかいうのを気づいて、担任に連絡する、学年に連絡するということも多々あるように聞いています。

また、養護教諭のいろんな情報を取れるかなというふうに思います。養護教諭というのは、御承知のとおり、授業をしませんので、非常に子どもたちにとっては話しやすい立場にあると思います。したがって、保健室のほうで、いろんな訴えがある、あるいは、訴えはなくても雑談の中で、友達から、周りの方面からいろんな話を聞く、そういう場合には必ず学年のほうに、あるいは、担任のほうに状況の把握と指導のほうにあたるということです。

また、何らかの形でアンケートを実施しているという学校もあります。ほとんどの学校がしていただいていると思います。これは、古くからで、私自身が現場におりましたもう7、8年前になるのですが、そのころもアンケートのほうをとりながら状況把握はやっておりました。

最近ですけれども、アンケートの内容につきましても、やはり工夫する必要があるなということで、いろいろと提案されています。

いじめられたことがありますかというような質問をした場合、本当に被害にあっている子は、そこに答えることも苦しいという状況があるかなというふうに思います。そこで、間接的な表現ですけれども、学校は楽しいですかとか、あるいは、嫌なことがありますかとか、朝御飯はちゃんと食べていますかとかいうような、生活のリズムというものについてのアンケートをとることによって、状況の把握をしていくということの工夫もさせていただいております。

また、大切なのは、教職員が人権感覚を研ぎ澄ますことではないかなということを考えております。子どもの立場に立てること、それから、子どもの気持ちを推しはかっている

くことができる感性を持たなければならない。また、いじめであるということ、人権侵害であるということを見抜く力というもの、そういう力もつけていく必要があるかなというふうに考えております。

残念ながら、もしも発生したときということになるのですが、そのときには、まず第一に、被害にあった、いじめられた側の子どものケア、これが最優先とされるということは間違いないことだと思います。

それから、一人の教師が抱え込むということ、これをすると、なかなか解決に結びつかない場合が多いので、全教職員が共有しまして、管理職等指示の下で対応していくというのが基本的な形になっていると思います。

そうすることによりまして、被害を受けた、いじめを受けた子どもたちに対しまして、みんなの先生が知ってくれている、見守ってくれているということで、安心感を与えることもできるかなというふうに思います。

ただ、状況の把握ですけれども、本人からだけではなく、友達や周囲のもの、それから、先ほども言いましたように、場合によっては保護者から、丁寧に聞き取りをして状況を正確に把握した上で指導していくということが行われていると思います。

ただ、いじめに関しましては、いじめられているものと、いじているものという単純な構図では、なかなか理解することはできません。これはもうご存知かなとは思いますが、被害者があれば加害者、それから、周りで取り巻いている子どもたちもあるかなというふうに思います。

その周りで取り巻いている子どもたちへの指導というものも非常に大切かなというふうに考えておりますし、指導をしていただいているような状況です。

特に、いじめの加害にあっているものであるとか、それをあおり立てているものについては、指導のほうは、やはり事象がはっきりしておりますので、非常にしやすいかなと思うのですが、周りで傍観しているものにつきましては、知らん顔をしている、見て見ぬふりをしているものについては、やはりなぜそれがあかんのかということについての指導のほうもしていかなければならないかなと思います。

いじめには、かかわっていなかったのですが、周りにおること、自分ではいじめていないとは言えますが、被害者にとっては、いじめられている側にとっては、孤立感というものが、ものすごく大きくなっていくかなというふうに考えます。

また、加害、いじめたほうの子どもに対する指導ですけれども、こちらのほうは、もうだめであると、いじめはあかんというような指導だけで終わってはいけないということで、なぜなのか、なぜあかんのかということまで気づかせること、それから、被害者の気持ちを共感した上で、自分の加害についての行動の変容につながるような指導というものが必要であると、そういう形でしていただいていると思います。

それから、もう一つ気になるのは、いじめる側の子どもの方にも、いろいろな背景があります。そこまで踏み込んだ形でいろんな話をしていくことが必要かなと、背景にある課題というものを、やはり取り除いてやるという努力もしていただいているというふうに認識をしております。

最後に、予防とまではいかないのですが、どういう形でということで、学校のほうでやっていただいているかと言いますと、一つは学年集会、あるいは、全体集会、あるいは、学級会等でいじめをなくすというようなテーマでの話をする、あるいは、取り組みをする、場合によったら、子どもたちが児童会、生徒会などで取り組みを広げるというこ

ともやっております。

また、いじめという言葉を使わないまでも、友達を大切にしよう、仲間を大切にしようというような内容の取り組みというのは、広く実施していただいているところです。この仲間づくり、それから、集団づくりの取り組みというものが、一番の予防策ではないかなというふうに思います。

各学校園は、これに向けて取り組んでいただいております。お互いの立場や違いを理解し、認め合う集団づくり、そこで子どもたちが安心して生活ができ、また、自分の思いを語れるということ、これも必要だというふうに思います。また、そういう形での取り組みもしていただいていると思います。

以上、簡単ではありますが、現在の様子ということでお話をさせていただきました。

○会長

どうもありがとうございました。

皆様、ご存知のように、大津のいじめ事件に関して設置されました第三者委員会の中では、とりわけ学校現場及び教育委員会における閉鎖的、隠蔽的な体質というものが批判されておりましたけれども、私が思いますに、本日は、この場を借りて教育現場を広く見られている担当セクションの方が来られまして、恐らくは、少し情報とか現状を、この委員の皆さん方にお知らせ、御理解いただくということで、開かれた形で議論を進めていきたいと、そういうお考えだというふうに理解してよろしいわけですね。

なかなかこういう場には、出づらかったのではないかと、個人的には思ったわけですが、感謝いたしております。

今の御報告も含めまして、委員の皆さんのほうから、それぞれに御意見、御報告をいただければと思います。

誰からでも結構ですので。

○委員

直接これには関係ないかもわかりませんが、過去のことですけれども、私、生活相談を受ける中で、中国帰国子女の二世の方ですが、お母さんが帰国子女一世、日本人なんです、ある会社に勤めておったときに、やはり中国人だということで、工場勤めでしたけれども、昼食で自分の持ってきた弁当を開けようとしたら御飯の中に砂がかけられておったと、いろんな形でそれ以外にもいじめの体験を私に、本人もそうですが、お母さんからも相談を受けて、結局は、その工場は辞めておったわけですけれども、先ほど、学校のいじめのことも大変深刻ですけれども、世の中には、やはりこういった形のなかなか人に言いにくい、特に、外国人が日本で暮らしているの、これは中国人だけではないと思いますが、まだまだ目に見えないこういったいじめが世の中にはあるのだということを、私の体験を通じて、委員の皆さんもそうですが、行政の方々にも知っていただきたい。

そのときに、現段階でもなかなか行政に相談しに行く窓口がどこにあるのかという、昔だったら同和対策部みたいところはすべてあらゆる人権の問題をかちっと受けとめられたような側面ありますが、今、人権文化部って薄められているものやから、人権、すべて、オールマイティと言いながら、実際にこういった人権侵害が起きたときに、ふだん私でもどこに言うていいねんというような気持ちだから、一般市民の方は、特に外国人の方は言葉の問題もあって、八尾市の窓口でそういった部分をもう少しうちに来たら大体そこから辺話十分聞いて対応できますよというぐらいのアピールをもう少ししていただけないか

なというふうに思っております。

以上です。

○会長

ありがとうございました。そういう窓口というのは、一般行政の中には。

○事務局

座ったまま失礼します。今の御意見でございますが、我々行政としては、PR不足かなというふうに反省をしておりますが、基本的には、人権侵害事象ということで、第一次的には市としましては、私ども人権政策課のほうで、人権相談ということで承っておりますし、また、教育現場については、こちらの先ほど御説明申し上げました福鳶課長の人権教育課という所もございますし、教育間でのそういった問題については、人権教育課が中心になって取りまとめ等、相談等にもものっていただいているということでございます。

それから、本日、〇〇委員も御出席いただいておりますが、人権擁護委員さんもおられますので、こういった法務省から委嘱を受けておられる擁護委員さんの相談というようなことでも、国としても窓口を開いて対応いただいているところをございますが、我々としましては、そのすべて相談いただく内容について、人権政策課が対応できるということでもございませんので、当然、事案によってさまざまな問題がありますので、そういった事案に応じて関係機関に適切に連携をさせていただいてつないでいくということになるかと思っておりますが、ただ、第一次的には、先ほど申し上げましたように私どもで相談は受けさせていただいているということでございますので、今後、しっかりとその辺はPR、市民への周知を図らせていただきたいと思います。どうもありがとうございます。

○会長

ありがとうございました。

もう少しこう、気安くいけるようなという、そういうご趣旨だったように思えますが。

○委員

まあそう言うても一辺には出来ませんから、まだまだ不十分です。行政の対応は。

○会長

はい、ありがとうございます。

では、〇〇委員どうぞ。

○委員

今、事務局のほうから、教育現場について、いじめをなくす、見逃さないというような、大変、きめ細かな努力について御説明をいただきました。

私も学校のほうへちょっとお勉強をさせてもらっておりますし、また、子どもたちと一緒にわくわくとか、そういうような子どもと接する機会もありまして、この間もオープンスクール、そして、また昔遊びとかの中で、理解度を見ましたら、道徳の時間に、今までは、やはりこういうふうな人権が尊重するみんな仲間を大事にするとかいうような教育の時間帯がありました。それは、今、教育の現場の中で、こういうふうな子どもとの話し合いとか、そういうふうな、どういうふうなときに行われているのでしょうか、その辺をちょっとお聞きしたいのと、もう1点として、やはり保護者の中、特に、中学校の保護者の方からやはりいろいろなことを学校に聞いてもらいたいし、また、子どもの心配なことがあるのですが、やはりこんなことを申し上げたらいけません、受験を控えて、保護者として意見が言いにくいというような意見も聞いております。

このような中で、もっともっと「開かれた学校」というような学校にさせていただいた

いという要望がありますし、私も現にそう感じておりますが、その辺をちょっとこれからの取り組みの中でお考えいただいていることがありましたらお願いいたしたいと思っ
ているわけです。

○会長

どうもありがとうございました。

現状で何かつけ加えることでもございましたら。

学校現場で、例えば、子どもとの話し合いがもたれるような環境にあるのかとか、あるいは、保護者の方の相談を受けるような、そういう仕組みとかあるのかというようなことでも、もし、補足説明ということがございましたら。

○事務局

失礼します。どんな場で子どもたちとの話をするかということでお話のほうがありました
が、道德の時間というのは、週に1回必ず時間がつけられております。

ただ、人権教育も含めましてですが、集団づくり、仲間づくりの時間であるとか、あ
るいは、特活の時間であるとかというような時間帯を使う場合も多いのですが、本来的に
は、やはりすべての教育活動の中で実施するということが原則になっております。

子どもとの話というのは、懇談を定期的に持たれている二者懇談という場合もありま
すし、また、休み時間であるとか、あるいは、放課後であるとか、いろんな場で声かけを
する中で、話を聞いたりということにはしているかなというふうに思っています。

それから、学校側のほうもなかなか相談しにくいということで、御指摘の声をいただ
いております。そういう面々、ないよにということ、開かれた学校ということは、今、
大きな課題になっております。学校評議員であるとかいう形で、たくさんの方に参加して
いただく場というものは、つくっていつているかなというふうに思います。

また、保護者の方も、担任、あるいは、教員といろいろと話をする機会というのは、
懇談等もあるかなと思いますので、そのあたりで申しただけがあればありがたいなとい
うふうに思います。

また、これからもやっぱり開かれた学校というのは、大きな課題になっておりますの
で、その辺は考えていかないとあかんかなと思っております。

以上です。

○委員

先ほどの〇〇委員からの意見と関係するのですが、学校の中の取り組みは、先ほどお
聞かせいただいて、大変、いろいろ御苦労されていると思います。

先日、私が関係している校区の小学校で、生徒さん同士がトラブルが少しありまして、
私がいろいろお話を聞いた内容では、それが完全にいじめかどうかとなかなか反対に難し
いところもあるのですが、携帯電話でかなり頻繁に一人の生徒さんに集中して、何人か
の友達から受けたということもあって、少し被害要素があったと思うのですが、問題は、
生徒さんへの指導が、かなりその後フォローもされて進んでいるのですが、実は、保護
者の中にその受けとめがなかなか十分にできなくて、非常に強い被害感情、いじめを受
けた生徒さんの保護者は被害感情を持っておられますし、また、加害と言いますか、そう
いう行動のほうになった生徒さんの保護者のほうは、子ども同士の少し日常的なトラブル、
行き違い的な点がいじめではないというような受けとめ方もあって、なかなかそこが折り
合いがつかないということで、学校が苦労されたことがあります。

被害を受けた生徒さんからの訴え、あるいは、両者からの訴えというのは、よく聞け

ばその内容は把握できると思うのですが、やっぱり加害のほうに回ってしまった生徒さんへの指導というときには、保護者も含めて、それが十分理解されないとなかなか効果を上げることができないなというようなことを感じました。

そこで、例えば、学校評議員会制度であるとか、あるいは、PTAであるとか、学年ごとの保護者の集まりみたいなものの中で、なかなか問題としては、センシティブな情報もありますので、具体的な名前を挙げることはできませんけれども、少し特徴的な事例については、やっぱり問題の共有化を図って、いろんな意見はあると思うのですが、1回、それは本音で話し合った上で、やっぱりいじめの問題というのは、大変大事な、時には深刻な問題であるということで、被害を受けることはもちろんですけど、ひょっとして加害の側に回ってないかということ、また、保護者の方が、それをちょっと観察をするというようなことにつながっていけばいいなと、そういう意味では、ちょっと保護者との関係、あるいは、地域との関係というものも、さらに工夫をしていただいたらどうかなというふうに思います。

○会長

ありがとうございました。

その中には、その学校におけるいじめ情報も含めた問題等の公開ということを進めていくという、そういうことも含まれているという。

○委員

取り扱いはなかなか難しいとは思いますが。

○会長

ありがとうございました。

いじめ問題の共有化を図って、認識を深めていくという御指摘であったと思います。

大津の問題でも、新聞紙上で読む限り、加害者側とされている親御さんは、いじめはなかったと、それは、友人関係でふつうに起こっていることだからという形で言われていましたが、認識の大きなズレの感じというのは、私も思いましたけれども、ありがとうございました。

ほかに何かいかがでしょうか。

○委員

ただいまの人権教育課の答弁で、学校の取り組みということで、いろいろなきめ細やかなということで、お話をいただきました。

八尾につきまして、私の知る限りは、大津のいじめがあったからということではなくて、以前から校門指導というか、高校の子どもに養護教諭の先生も含めて、どうするんであったりとか学校でいったら校長先生だったり、あるいは、週番の先生がおって子どもたちの様子を見てっていう取り組みは、結構以前からされているのかなとは思っております。

それに加えて、今回のいじめの大津の事象の後でもアンケートをとったり、より父兄に対する学校の中でも子どもたちの様子をしっかり見ていこうということで、そういうふうにされているだろうと思っております。

例えば、先生方の要するにいじめはいけないとか、仲間づくりとか、集団づくりというのは、八尾はそういう取り組みが以前から学校の取り組みとしてあると思うのですが、そういう職場がどうなんだろうというのは、1回見てみる必要あるのかなとは思ってはいるのです。

ここにあるように、体罰、いじめについては、子どもだけではなくてすべての人を対

象にと、冒頭にそういう確認がされたのですが、あるいは、職場でのパワハラ等を含めて、自分たちが、子どもたちと接するその学校の中でのいじめはだめだという、その教師間である職場、そのものがじゃあ本当に皆で認められて、それぞれが安心して働ける職場になっているかということ一度振り返る必要があるのかなと思っております。

子どもに対するいろんな集団づくりなんかも大切という、そういうみずからの職場、あるいは、人間関係をしっかり、お互い仲間というのか認め合いながら、それこそみんな子どもを見ていくんだというようなことに、本来、あるべき学校がなってるかどうかは知りませんが、そうあるべきなんだということ、まず持って管理職である校長先生なり教頭先生がしっかりと認識をしていただいた上で、日々の教育活動にあたっていただくということが大事かなと思っておりますので、特に、八尾市でもパワハラに対する指針等を出されていると思いますので、それを含めて、ぜひ、こういう単にいじめで子どもたちというのではなくて、そこにかかわる私たちも含めて、一回しっかりと問い返してもらいたいなというふうに思っております。

実際については、恐らくきちとなさっていることであろうと思いますけれども。

○会長

ありがとうございました。

ちょっと断っておきたいのですが、当初、私のほうで、いじめというのを、学校現場に限定せず、広く捉えていこうというふうに趣旨を申し上げましたのは、当審議会の性質上、特定の問題を取り上げて議論するようなものではないということと、広く広義定義することによって、各種委員の方々から、自分にかかわり合うことで、どんなことでもいいですから、意見を開陳していただいて結構ですよという、そういうことを共通にしたかったということですので、思っていられしやることをはいていただければいいと思います。ちょっと語弊があったかもしれませんが、訂正させていただきました。

では、○○委員。

○委員

子どもの小学校とか、いじめについて議論されておる中で、皆さんがご存じない「いじめ」。これは、障がい者の人が、家庭の中で、肉親からいじめられる、こういうような事例があるのです。

私も障がい者の相談というのは長くやっております、今も出ておりますけれども、そういういじめについて、肉親である、例えば、お父さんがそういう障がい者であるという場合に、そのお父さんの言うことを無視されるのです、家族全員で。ということは、これ完全ないじめなんです。無視されるということは、家庭の一員に加えてもらっていないというようなことになるわけですが、こういうことが、表面に出てこないのです。

だから、こういう場合に私も、家族の中の障害者をいじめている人について、少しお話をさせてもらおうかなと思ったこともありますけれど、私の権限としては、そこまで、家庭まで踏み込める問題ではないのです。

こんな場合に、ちょっと障がい者の相談員から、例えば、障がい福祉課がそういう事例があったと聞いた場合に、やっぱり行政として私がいくとき、余りひどい場合、無視されていような場合は、本当に難しいのです。

そんなんで、そういうように障害者の相談員として動けない立場、そこまで、家庭まで踏み込んで話す権限も何もないわけです。

こういうような場合をどうしていけばそういうのがなくしていけるかというようなこ

とを、少し、私らとしても、行政としても、お考えいただきたいと思うのでございます。
以上でございます。

○会長

どうもありがとうございました。

なかなか行政とか、法っていうものがどこまで家庭に入っていけるかという、非常に難しい問題提起であったように思います。

何かこの点について、委員の皆さんから何か御意見とかございませんでしょうか。

事務局のほうでも何かそういう対応の事例とかでもありましたら、参考までに言っていただければと思いますけれども。

〇〇委員は、御相談を受けられたときに、自分の経験上、どういう形で、極度ないじめとか、虐待までいってしまったら、なかなか別な展開でしょうけれども、いじめのようなことについて対応してこられましたか。

○委員

本人には、障がい者の味方をするわけです大体。障がい者も悪いところがあるというんじゃないかなと思うのですが、とにかく、その家庭の中で無視されるということも、何もみな聞いてもらえないという、これほどつらいものはないと思うので、私だけが家庭でお話をさせてもらえる立場であればさせてもらいますが、とにかく家族に余り嫌われないようにと言うても、精神的な発達障がいの方もおられるので、いろいろですけども、今、発達障がいの方でも、お母さんと一緒におるから、お母さんは、やっぱり子どもがかわいいと言っているけれども、その一つの家庭の中ということになると、私もちょっと疑問に考えているのですが、そういうことで、家庭は踏み込めなかったです。ですけども、本人には、できるだけみんなに好かれるように、遠慮するところは遠慮してやっていきなさいよということは、御指導申し上げました。

以上です。

○会長

ありがとうございました。

何か御意見ございませんでしょうか。

この〇〇委員の御指摘について、それに関連することは、恐らく家庭内での子どもに対する対応でも同じようなことが言えるのではないかと思いますので、何か。

○委員

御意見とよく似ておりますけど、障がい者の方ではないのですが、高齢者のお母さまが寝込んでおられて、娘さんのほうからお電話がちょっと入りまして、いじめというのか、虐待というのか、全然、起き上がれないので、って言って娘さんのほうが引き取るっていうことができないとおっしゃるのです。

今、おっしゃっておられます家庭の中にまで入って行って、ああしなさい、こうしなさいって言うのもあれなんですけど、こちらも逃げ口上じゃないのですが、余りにも見てあれだったら施設へお願いしないと仕方がないのではないかなということで、お答えしたことがあるのです。

御兄弟なんだから、もう少し話し合いをして、いい結果が出ないかなということでお伝えしたことがあります。

だから、今、おっしゃっておられますように、家庭の中にまでどのようにして入っていけばいいのかということ、なかなか相談のお勉強をしても難しく答えが出ないこ

とがございませう。だから、何かいい御意見がございませうたら、教えていただきたいとは思っております。

○委員

今の家庭内のことにも通じるかと思うのですが、いろいろな障害者のこと、児童のこと、高齢者のこと、すべて虐待防止法も3つそろって成立しておりますけれども、なかなか現状は、まだまだ厳しいものがあります。

私が役割を受けている立場としましては、御相談を受けたときは、入り込むということはもちろんできませんけれども、つなぐ役目というのが、大きな役割だということで認識しておりますので、やはり行政の関係機関、さまざまなところにつないで、今の選択肢があるよというところを、お示しできるようにできたらいいのかなと思って心がけてはおりますけど、私、いろいろなお役の立場がおありだと思うのですが、私たちの場合では、指導者ではない、寄り添う支援者だということが、一番大事にしなあかんよということ、御先輩方からも重々教えていただいておりますので、その基本線を大事にしながら、対応を考えていております。

ただ、どこにつないだらいいかというのが、なかなか難しいときはありますが、その辺は、いろいろ研修をさせていただいたりとか、行政の方に、まず、御相談させていただいて、どうしたらいいやろうねという相談を持って行って、私たちができるだけ、その道筋がどこにあるのかいうのを学びながらしていったらいいのかなということで、日々取り組んではいるところであります。

いろいろ難しいケースは、口で言うのは簡単なんですけど、なかなか思うようにいかないときがあるのも実情でございませう。

それから、先ほどから出ております学校現場のことなんですけれども、学校現場のほうでも最近はいろいろなことで先生方、御苦労いただいております。それも感謝申し上げます。

大分、変わってきたというのは事実、今、学校現場で非常に頑張っている、努力していただいているというのは、よくわかるのですが、親の立場、子どもが小さかったころのことを振り返ってみますと、やっぱり何かを相談したい、ちょっと自分の子のことが気になるのだけでも、友達関係が気になるのやけどもということを相談しようと思っても、やはり敷居が高いというのがあります。

先生方は、そんなこと思ってらっしゃらないと思うのですが、親の立場としたら、起こらなくてもいいことなんですけど、起こってしまうというのが事実あると思うのです。これは、今の若いお母さん方でも一緒だと思うのです。そのところを、親側の意識も変わっていかないといけないとは思いますが、言いづらいという一つの原因という、これは私の体験なんですけれども、子どものことでちょっと気になることがあったとき、本当に勇気を振り絞って、担任の先生に御相談したり、こんなことがあって、ちょっと友達関係でこんななんですけどもって御相談したときに。以前のことでですから、今ではそんなことはないとは思いますが、「そんなことようあります。だから、そんなんようあるから大丈夫です。」と、大丈夫を先生は強調されて言われたんやと思うのです。相談した親の立場からしたら、そんなことようありますよというのが、とって私には、そこでぼとっと引いてしまって、ああこれ以上、相談させていただけないのかなと思った経験があるのです。

子どもが学校を離れて、こういうお役をさせていただいていたら、そういうところは、

思い切っているいろんなことを相談させて聞かせていただくようにはなれましたけれども、やっぱり、当時、年齢も若い、子どもが学校でお世話になっているというところで、なかなか受けた、その先生から一言の印象で、学校とのかかわりが決定づけられてしまうということも少なからずありましたので、今はそんなこと決してないとは思いますが、先ほどから、子どものケアというのと、子どもに対してはそうなんですけれども、保護者の方に関しても、やはりその言葉かけ一つそれこそテクニックもあると思うのです、言葉の選び方というのも、私たち役割の上で、いろんな方と接するときも気をつけてはいるのですけれども、先生方のほうでも、相手に対しての言葉かけというところのどうしたらいいかというのを、先生の立場で子どもに向かうのではなくて保護者、保護者も一大人ですので、そのところを少しだけいろんな受けとめ方をされるというのを気にしていただけたらありがたいかなと思います。

とかく最近の保護者ややこしいねんというのがあるとは思いますが、そこからスタートすると、何も前に進まないと思います。学校は学校の先生のお立場で、子どもは子どもの立場、保護者は保護者の立場、地域は地域の立場で、同列だと思いますので、その辺、お互い遠慮の要らないところは、無用な遠慮は取り外した上での対人関係をコミュニケーションとれたらよいのになと、これ私自身に対しても言うてることなんですけれども、できたらいいのになと思います。

これもお互い、それぞれの立場において、心がけていけたらよいのではないかと思います。

以上です。

○会長

どうも建設的な御意見ありがとうございました。

さまざまな人権についてお取り組みだろうと、推測しております。〇〇委員、ほかに何か御意見でもいただいたらうれしく思うのですが。

○委員

資料のところ、いじめの定義ということがいろいろ書いてあります。虐待であったり、ハラスメントであったり、あるいは、差別とも重なるものである、それはそれで正しいと思うのですが、お互いの概念は、排他的ではありませんから、いじめの形として虐待があったり、あるいは差別が原因でいじめになったりとか、ですから、定義ということは、余り関心を持つ必要はないのであって、私自身は、いじめというのは、「本人が嫌だと思ふことを意図的に繰り返す行為」これぐらいでいいと思うのです。本人が嫌だと思ふことを意図的に繰り返すと、そこが、やっぱりいじめかどうかということの一つの判断基準になってくるのではないかと思います。

人権の問題では、当事者主権という、よく言い方をしますけれども、その人が嫌だと思ふかどうかということが、セクハラかどうかということになったり、あるいは、差別という問題につながってくるわけです。

ですから、いじめかどうかというのを、何か客観的な物差しを当てはめて、これはいじめかどうかというよりも、その当事者がもう嫌だと思っているのだということであれば、いじめだと受けとめて取り組んでいく。

そういった意味では、このいじめの問題にかかわる基本は、嫌だと思っている人の側にたちきれるかどうかだと思ふのです。いじめる側と、いじめられる側がおって、その真ん中に学校の先生が立っているとか、そんな行司役というのはいないわけで、いじめや差

別の問題に第三者の立場はないと言いますけれども、まずは嫌だと思っている側にたちきった上で、この問題に対する取り組みを進めれるかどうかというのが、学校の先生だけではありませんけれども、関係者に求められる第一歩の姿勢ではないかなと思います。

それと、ちょっと詳しい数字はあれなんですけれども、大阪府が2000年に大阪府民に対する人権意識調査をやったんですね。そのときに、自分が人権侵害を受けた時の場合はどうしますかという対処を聞いているのですけれども、一番多かったのは、黙って我慢をするというのが一番多かって、先ほど〇〇委員からあったように、行政の人に相談するというのは、もう0コンマ何%ぐらいしかなかったのですが、そのときに、友達とか、家族とか、つまり自分以外の誰かにつらいのだという話をできるのかどうかということは、学校教育で人権教育を受けていたかどうかと、もう実にきつい相関があったんです。ダブルスコアぐらい違うのです。

学校で人権教育を受けたことがないという人は、圧倒的に我慢しているのです。1回でもビデオ上映を見たとかいうのは不十分ですよ。不十分ですけども、人権というのは大事なんだというような学習経験がある場合は、友人、家族、誰かにやはりしんどいねんということを行っているのです。

一人で抱え込むか、もう一人別な人に自分のしんどさを言えるかどうかというのは、もう天と地、ゼロと1の違いがあって、大変大事な人権の力なんです。

ですから、私が所属しています八尾市人権協会とかのCAPの取り組みを、意識的にずっと広めているのですけれども、そういう意味では、いじめの問題と人権教育の推進というのを、一定のものとして教育行政とか、人権啓発行政でしっかり取り組んでいただけたらなど、意見と言いますか、2点ほど議論を聞かせていただいて、考えた点でございます。

○会長

ありがとうございました。

○委員

今、人権啓発ということで、〇〇委員さんのほうからお話がございました。私も八尾市人権啓発推進協議会ということで、さまざまな団体がこの中に入っている啓発団体でございまして、これで、人権啓発推進委員というものが、5名福祉委員会から入っていただいてまして、それを中心に、人権啓発推進委員養成研修というのを年5回実施いたしております、その内容は、今までと違ひまして、相手を思いやったり、また、相手を理解するような、参加型ワークショップ型の形式で、養成研修を行ひまして、各地域、団体のほうの人権啓発のほうに進めております。

また、もう一つとして、それを地区人権研修事業といたしまして、福祉委員会を中心として3年間ですべての福祉委員会が人権教育に取り組めるように、特に、平成24年度がテーマをいじめの問題、暴力、それから、虐待問題をテーマにして、地域の住民を対象にした啓発活動を、今、実施いたしております。

また、その中で、もっと家庭の隅々にまでいきわたるということにおきまして、人権協ニュースというのを取り上げまして、今年度は、特に、いじめ問題のありとあらゆるいじめをなくしていこうということで、いじめ問題の内容をトピックスとして人権協ニュースにも取り上げておりますし、その中で啓発の一環として、先ほど〇〇委員さんがおっしゃっていただいたように、「やめようよ！自分がされていやなこと」という、今、ステッカーをつくりまして、これも近いうちにでき上がりますので、各戸にまではいかないのですが、できるだけ皆さんに啓発いただくようにする、おっしゃるとおりだと思います。

自分にされて嫌なことをやめようよとか、やっぱり落書きもいけないこと、落書きのポスターをつくったりして、今、人権啓発に取り組んでいるところでございます。

そして、やっぱり家庭の中で一番大事なものは、いじめを許さない、見逃さないという、目と耳、そして、皆さんの心いきわたるような地域の環境づくりに、これからも人権啓発推進協議会として努めていきたいと思っております。

そのように考えておりますので、やはりこれも啓発もすごく大事だし、FMちゃおにも出演いたしておまして、人権啓発についての活動内容を紹介し、多くの市民の皆様理解と協力、人権は一人一人の問題だということを考えていただく機会にもしております。

以上でございます。

○会長

ありがとうございました。取り組みについて御報告いただきましたが、やめようよ自分がされて嫌なことでしたか。

○委員

はい、「やめようよ！自分がされていやなこと」です。身元調査も含めまして、そういうふうなステッカーもどこでも貼ってもらえるように、自転車にも貼ってもらって皆さんの目につくようなことで啓発に。今、作成中でございます。近いうちに。

○会長

わかりました。八尾市民ではないですが、私もぜひとも何枚かいただきたいと思っております。

はい、どうもありがとうございました。1回でよく頭に入ってくるようなスローガンになっておりますね。

では、人権擁護委員としていろいろと御相談を受け、活動もされていらっしゃるでしょう、〇〇委員から何か御意見でもございましたら。

○委員

失礼します。人権擁護委員の活動を通して思ったことについては、後でまた申し上げます。

その前に、先ほど事務局からの報告や、各委員さんの今の御意見、御報告等を聞いて、まず、思ったことを3点、話させていただきます。

まず1つ目は、事務局から八尾市での現状、報告があったのを聞いて、私、学校現場におりますので、今日も授業をやってきましたのですが、やっぱりつらい気持ちになります。これだけ各団体、諸機関の方、あるいは、学校現場、行政、いろいろやっているのだけれども、こういう実態があると。でも、それは隠さないで、恐らく昔だったら隠した状況の数字があって、表に出ない分があったと思いますが、今は、数字が表に出る状況になってきているので、これは、真摯に受けとめなければいけないのですが、やはり、子どもたちのことを思うと、つらいし、悲しい思いになります。

しかし、一番は、今、先ほど〇〇委員さんのほうからもあったように、誰かに言ったのかなということに気がするんです。だから、私たちが人権擁護委員の立場で人権相談をしても、まず、それを聞くのです。誰かに言うた？担任の先生に言うた？おうちの人は？ほかに友達は？って言うんです。

きのうも1時間ほど大阪法務局で人権相談で受けた中学生の話で、「担任の先生は嫌いやねん。担任の先生にも相談をできない。いじめられてるねん。」そのときに「学校の中に誰かいてない？」って言うたら、「英語の先生が一人いてるねん。」って、「ああよかったな。」って。「そしたら、その先生に話をしようよ。」ということ言ってきたの

ですが、やはり誰かに話ができる学校のそういう人権教育というのは、まず、大事ななと思いました。

次に、「開かれた学校」づくりの御意見を聞きまして、やっぱり子育ては、学校だけでは無理なんだと。保護者、それと地域の方々のお力をやっぱり借りてやらなければ、絶対に子育てはできないと思うのです。それは、特に、お子さん方に対しては、先ほど〇〇委員さんのほうからありましたが、言いづらいとかいうのがあって、敷居が高いとかいう、やっぱり一番困るのは、一般的な話で話をされる、それは一番、その保護者にとって、あるいは、子どもの立場でもそうです。やっぱりその子にとって僕のこと、私のことを、先生心配してやということが一番あると思うのです。

だから、そういうことをやっていかなければいけないなど、それと、いろんな事象に対して保護者の方が納得できる説明責任を学校が果たしているのかなということも、いつも心配しています。私自身も、やっぱりそういうことを考えてやっています。

地域の方との連携が何で大切かということ、やっぱり子どもたちは、日ごろの生活で地域の方々とも接触があります。ということは、本当の子どもの姿、よくあるのですよ、学校では子どもの姿は見えないのだけど、でも、本当に子どものいいところも、やんちゃなところも生活の中では見える、それを知っている地域の方々力を得て、やっぱり指導していくということは、非常に大事だなと。

それと、やっぱり特に私たちが気をつけないとあかんのは、いつでも事象が後手に回る。つまり、問題が起こってそれを解決するのが遅くなっていくということは、問題がどんどん広がっていくのです。それは、やっぱりよくない。やっぱり先手必勝、どんどん早く解決するためには、どうしたらいいかということを考えなければいけないかなと思うので、そういう経験があって、遅かったために、私自身、学校現場で過去、子どもにつらい思いをさせた経験があるのです。保護者の方にも非常に申しわけなかったと思うのです。そういう経験があります。今でもいじめとか聞いたら、やっぱりその子の顔を思い出すのです。その保護者の方を思い出すのです。やっぱり学校は、腹を割って、本当にこの子のこの問題をどうしたらいいかということ、話し合っていけないと、上から目線ではなしにということ、今、ちょっと思い出したのですが、そういうことを感じました。

2つ目ですが、〇〇委員からもありました、相談できる行政の窓口の部分については、これは、行政、私も含めてですが、人権擁護員の一人として、やっぱり真摯に受けとめて、PR不足、私たちはPRしているというつもりでいましたが、そういう現実がある以上は、もっと真摯に受けとめてやらなければいけないのと違うかなと思いました。八尾市に住んでいる方々に、八尾市のシステムが伝わっていないのかもしれない、そういう状況も踏まえて、市政だよりは出ていますが、それでいいのかなということ、今、感じたのです。ということが2つ目。

3つ目は、じゃあいろんな相談する場所っていうのがあったのですが、これからは、人権擁護委員の話にかかわっていきます。まず、聞かせてもらうということが一番にしているのです。だから、すぐにこうしたらどうですかではなしに、とにかく聞く、きのうも3件ありまして、中学校の子は45分、それと、少年院から息子が帰ってきた、暴力受けている、離婚した夫から受けているという話が1時間半、延々と続くのです。そういうのは、とにかく聞くっていうことをまず前提にして、それから、私たちが、こうしたらどうですかというアドバイスができることはアドバイスする、それでも無理なのはあります。そのときは、専門機関、例えば、人権相談やったら、八尾市の人権政策課や、あるいは、大阪

法務局人権擁護部の電話を教えたり、子育てとか、法律相談、虐待問題、同和行為の被害者相談というような、あったときは電話番号を教えるということでしょうとしています。

次が、本当は報告になる部分でしたけど、人権擁護委員の活動を通して、自分が思ったこと、感じたことを紹介させていただきます。

まず、いろんな人権にかかわる事象が出た後で、報告というのは、どう受けとめられるかはちょっとわからないのですが、八尾市の取り組みについては報告させていただきます。

人権にかかわる八尾市の取り組みは、大阪府下においては評価が高いと言われていると、私は、捉えております。そう感じています。

その具体的な取り組みについて、2つ紹介させていただきます。

1つ目は、先ほど、〇〇委員からもあった人権問題を学校でどうおろしているねんと言ふことに関わりますが、人権擁護委員として人権教室というのを実施しています。これは、府下全体で人権啓発活動の1つとして、学校に出向いて、私たち人権擁護委員が学校に出向いて、そして、特に、八尾市の場合やったら4年生が対象なんですけど、4年生対象に人権教室を行います。DVDを使ったり、いろんな意見を聞いたりしながらいじめをなくしていこうという、いじめはだめだよということの教室になります。

そういうことの中で、八尾市では、平成23年度実施について、小学校29校中19校、半数以上を実施しました。今年度平成24年度は14校の実施でした。これについては、学校側の行事等があって、昨年度より減ったということではありますが。

これについて、少し紹介をしますが、実は、学校数の半分以上実施した市町村が、八尾市29校中14校、これは半分ちょっとあれですけど、貝塚市10校中30校、和泉市21校中20校、大東市16校中26校、これが一番多い市町村です。半数以上実施したと。八尾市の近隣市町村では、これもデータ出ていますので報告させてもらいますが、東大阪市55校中12校、柏原市12校中2校、松原市15校中ゼロ、藤井寺市8校中2校、羽曳野市14校中3校、大阪市310校中4校、いろいろあるのですが、八尾市の取り組みとして、いろんな事象が起こるのだけど、でも、取り組みは、やっているというような認識も持って、じゃあその中で課題は何やねんということ、やっぱりやっていくために、今、数字で報告させてもらいました。

あるいは、大阪府下に事務局があるのです。その中でも、やっぱり八尾市の取り組みというのは、数字だけではなく、いろんな取り組みがやっぱり評価されていると、他市によっては、ある資料では、その人権教室をやるのに人権擁護委員が個人でその学校に行って、「すみません人権教室をやらせてください。」というような交渉をするような市もあると聞いています。

八尾市の場合は、3者、事務局、人権政策課の方、行政の事務局と、教育現場の校長会という組織、そして、私たち人権擁護委員が連携をしながら取り組んでいます。そういう絵があるので、定着した人権教室の実施率というのがあるかなと、やはり八尾市の場合は、いろんな取り組みもそうですが、組織的な取り組みが行われているかなと考えています。そういう意味で・・・ではなかったかと私自身捉えています。

2つ目の紹介は、実は、平成24年12月8日、大阪市中央区の御堂会館で、大阪法務局、大阪府人権擁護委員会連合主催によって、中学生人権作文コンテストの表彰式が行われたのです。それに関係する作品というのが、府下応募校174校、応募作品総数27,619点の作品があったそうです。その中から、12名の作品が表彰されたのです。

その中に八尾市の生徒たちもあったので、今、報告するのですが、最優秀賞5名の中で、大阪法務局市長賞に南高安中学校3年が選ばれ、次に、同じく最優秀賞に大阪府人権擁護委員連合会長賞に上之島中学校の3年です。NHK大阪局長賞に同じく上之島中学校3年が選ばれました。

そして、優秀賞7名あるのですが、この中に、東中学校3年が選ばれました。

また、最優秀賞に選ばれた2名の作品は、全国大会推薦の作品になったそうです。

あと、これが人権擁護委員の活動を通して見えたもの、思ったものという感想でしたが、最後に、人権擁護委員の活動としてよかったことという、このレジュメもありましたが、そのことを1、2点報告させてもらって終わりにしたいと思います。

まず、自分にとってよかったなと思うことなんですが、年休とっていきます。今日は事務局から学校長に文書があったので出張扱いで、ちょっと授業だけやってこさせていただきました。でも、人権擁護委員は、残念ながら、公務員だけだったら職免という形で年休のほうを考えてくれていたのですが、いろんな方が来られますので、公務員だけ職免扱いにはできないということで、年休の半分以上がこの仕事のために行くのですが、そんな中でもやっぱりよかったなと感じるのが、SOSミニレターの返事を書きます。これは、大阪法務局に行って書くのです。でも、やっぱり子どもたちの悩みが訴えられています。しっかり考えて書かせてもらっています。

それと、きのうも行きましたが、子ども人権110番の電話相談。やっぱりさっきも言いましたが45分、1時間のときもあります。これもしっかり悩みを聞いて話をさせていただいて、少し役に立たないかなと、きのうも「ちょっとマシになったか。気持ちちは？」っていうようなことで、「はい、ありがとうございます。」って聞いたら、ああよかったなっていうふうに感じます。

でも、人権相談なんですけど、借金があつてとか、犬が近所でうるさくてっていうことで相談にお見えになる方もあります。そこら辺、ちょっとどうかと思いますが。

最後ですが、人権相談の内容について、簡単に報告します。やっぱり、多いのが友達からのいじめ、あるいは意地悪をされているという内容が多くて、特に、中学年3年が非常に多いようです。

中には、担任の先生からいじめられているという相談もありました。特に、先ほども言いましたが、その悩みを持った子どもたちというのは、余り先生や友達に言えない子が多い。ときには、保護者にも言えてないこともあって、そこはとにかく話してごらんっていうことから始めます。一番、学校現場としてつらいのは、校長先生にも言うたんやって言いました。子どもも言うてる、親も言う、教育委員会にも言いました、でも、先生の私をいじめる態度は変わらないというのを聞いて、もうどうしようもないのです。つらい思いついて、そこは市町村と教育委員会でしたけど、それやったら府の教育委員会に行ってみたらってお母さんに言うておきっていうぐらい、本当にそういうつらいのもあったのですが、そういうことで、でもやってよかったなと、活動させてよかったなと思います。

最後に、人権擁護員として、ただ年休をとっているのですが、本当にいろいろ参加したいのですが、学校の授業もあるので、ちょっと制限させてもらっているのですが、そうすると、ほかの人権擁護委員の方に御負担をかけるので、申しわけないなと思いついておきます。

ちょっと長々となりましたが、これから今年度最後やお聞きしていますので、報告と、紹介させていただきました。ありがとうございました。

○会長

ありがとうございました。非常に熱意が伝わってくる中で、役割の重要性を認識させていただきましたが、御相談をたくさん受けられた中で、生徒や学生たちは、学校の中で、相談に行く窓口として、例えば、事務局のほうでも一つ役割が認識されていました養護教諭の方に相談に来られた、そういうふうなあれはありましたでしょうか。私の認識するところ、すべての学校にスクールカウンセラーが配置されていない現状にあっては、事務局から指摘があったような養護教諭の方がそれにかわるような働きをしているかなというふうにもお見受けしましたので、具体的な相談の中にそういうのがあったら。

○委員

1件、中学校のケースで、そういうケースワーカーの方がおられるんですが、授業中の時間帯になっているそうです。相談行くのが。そうしたら、授業さぼってきているというふうにも思われるから、ちょっと行きにくいという話がありました。

○会長

その法務局で2つあるという中で、子どもの人権110番、これは、実際には、学校の中では相談がゆえに、そちらのほうに電話相談をしてくるという、そういう形でしょうか。

○委員

そういった子どもたちが多いです。

だから、「誰かに相談したの。」って言うたら、していない子が多いです。「担任の先生にしたんや、でもちゃんとしてくれない、だから、この電話したんや。」というケースもあるのです。それが一番つらいです。子どもにとって身近な先生が相談できない、大人が、一番つらいですよそれっていうのもあります。

○会長

わかりました。ありがとうございました。

○委員

私も相談を聞いたケースを御紹介させていただきたいと思うのですがけれども、小学校に自閉症のお子さんが通学されてまして、生徒さんが、そのお子さんの周辺で遊んでいるときに、自閉症の方ですから、意思表示が笑う形とか色んな形が少ない表現しかできませんので、笑ったということで、生徒さんが怒って、そして、けんかになりかけた、それに関しまして、先生が、一方的にその生徒さんだけを、君が悪いのだと言うて、それから、その学校の中、教室の中で、そのお子さんが周りの生徒さんから阻害されたりして、結局不登校になったんです。

そうなりまして、何度か担任の先生にお話をさせていただいたと思いますけども、なかなか進まずに校長先生も入っていただいたのですが、結局、不登校のまま学校を1年間行かずに、私学のほうに移られたというケースがありまして、やはり、学校の先生と御父兄の方、また、そのお子さんに関しまして、信頼関係を築いていただけたらよかったですと違うかな、それはやはり、障がい者のお子さんが入られたときに、そのお子さんは、意思表示がそれくらいしかできないからというきめ細かいするべきだったかどうかわかりませんが、その一方的に怒らずに、そういう形でしてあげれば、お子さんは傷つかななくて、また、周りのお子さんにも阻害されずに済んだのではないかなと、非常に残念な思いをしたのですが、もう一つは、高校のほうでインターネットの書き込みがありまして、担任の先生に2、3回教室の生徒さん集まっていただいて説明をしていただいたのですが、結果的に、何回か行って、また、すぐ行かなくなりまして、3回やっていた

いてただだめだということで、校長先生のほうにお話させていただきまして、そのとき、校長先生初めてでしたけれども、お聞きになったのが、しかしいい校長先生で、きちんと担任の先生と2人でタッグ組んで、見守っていきますということでしていただきまして、やはり信頼関係を得られましたら、そのお子さんは、また通われたということで、そういう形もありますので、やはり生徒さんや御父兄さんとの学校側の先生、校長先生含めて、信頼関係が築ければ早々に解決できるのではないかと思いますので、先ほどにもありましたように校長先生、学校の先生含めて、全先生で取り組んでいくという方法を示していただきまして本当にありがたいことだと思っております、それ以外で、私、去年のとき、自殺者の問題を取り上げさせていただいたと思います。

自殺者の原因を調べていただきたいと、なぜかと言いましたら、やはりこのパワハラであったり、セクシャルハラスメントであったり、企業の中で、中の原因がわからずに自殺しているのではないかと、それを調べることによって、わかることによって対策をとれるのではないかとということで示させていただいたと思います。

学校の先生が、失敗をしまして自殺した例がありますけれども、それに関しましてもやはりカウンセリングを受けてましたら、そうはならなかったのではないかと、大阪府のキャリアカウンセラーのほうも大分推進しておりますけれども、市をとりましても、キャリアカウンセラーの推進をしていくべきだと、商工会議所とも組んだと思いますけれども、私の組合でも紹介とかさせていただいておりますし、企業にとりまして、パワハラ、セクハラとやっぱりそういう面は、なかなか言いにくいところがございますので、言いやすい体制をつくっていただいて、特に、自分の通勤している企業には言いにくいですから、その点で行政のほうに一番言いやすいところではないかと思いますので、やはりそういうキャリアカウンセラーの推進をしていただきたいなど、そういうのを私どもからの意見とさせていただきます。

○会長

どうもありがとうございました。○○委員のほうからは何かございましたら。

○委員

もう皆様に言いつくされてしまっているようなことなんですけれども、とにかく人権侵害ってというのは、一番してはいけないことであって、特に、この学校でのいじめに関しては、自殺があったり、あとは体罰があったりという、その暴力で生命にかかわる重大な問題を引き起こしているわけですから、もうちょっと担任の先生だけに相談するっていうのではなくて、学校全体の体制として、その問題に取り組んでいくというやり方がもっと必要なんじゃないかなというふうに思ったりします。

それと、あと学校だけではなくて、やっぱり逆に今、児童虐待に相談件数だとか、それによる死亡者とか、死亡者は児童虐待によって年間39人の方がなくなっているのです。児童虐待と言っても、一番多いのは、結構心中とか、子どもだけ置いて死ねないみたいな形で、子どもも殺してしまうみたいなどころもあったりするのですけれども、とにかくそういうところに陥らないように、早期発見、早期対策で、死亡者を出さない、けが人を出さないということが一番だと思います。

それで、学校だけではなくて、下線が引っ張ってありますけれども、すべて女性に対してもそうですし、高齢者に対してもそうですし、小学生に対してもそうですし、児童虐待に対してもそうなんですけれども、とにかく相手の立場にたって物事を考える、先ほど言われたように、「やめようよ自分がされていやなこと」っていう、相手の立場に立ったら

どう考えるのかっていうことを、もっと皆さんで考えていただきたいような気がいたします。

学校のことについても、結構、大津の問題でも生徒の人は、担任の先生に相談に行きなよという橋渡しを何回もしてくれたのに、相談に行けなかったという結果も出ていますし、あの場合は、スクールカウンセラーのやり方が悪かったみたいで、教員室の中にスクールカウンセラーがいるという状況だったらしくて、そういうことだと、子どもがちゃんと相談に行けない状況になっているので、もう少しスクールカウンセラーを配置するっていうのはすごく大事なことなので、その子どものことをちゃんと受けとめてあげられるような、そういう教員室でそのところは無理ですから、そのために養護室だとか保健室があるのだと思うのですけれども、やっぱり心理的な面でいろんなことをアドバイスしてくれるのがスクールカウンセラーだと思うので、スクールカウンセラーをできるだけ学校に置いていただいて、生徒の側に立っているいろいろな生徒のことについて、いろいろ聞いてあげられるような立場をとってあげればいいかなというふうに思います。

先日、大阪府の人権審議会に出たのですが、こういう小さい冊子がありまして、小さい名刺型がありまして、いじめに対して書いてあって、いじめに対して問題があったらここに連絡しなさいみたいな、こういう小さな名刺型のものがあつたのですけれども、例えば、子ども110番だって知らない人が結構いるので、いじめっていうのはこういうことだからしてはいけないんだよということを書いて、裏に連絡先を書くとかっていうようなことで、広報のPRももうちょっと行っていただきたいなというふうに思います。

とにかく、本当に、生命だとか身体にかかわることはもちろんやってはいけないのですけれども、先ほど、高齢者の方、障がい者の方のを言われましたけれども、言動による暴力というのかなり心にしつこくグサッと来ることもありますので、その辺も注意するというか、とにかく生命とか身体にかかわるものだけではありません。言動による暴力もしてはいけませんよみたいな、何かPRが先ほどのステッカーだけじゃなくて、PRと、あと連絡先、どっかに相談する所がありますよということで、何か大阪府がそういうのを始めたら2,000件以上の連絡があつたそうなので、でも半分は保護者の人からでしたということは言われましたので、子どもは、やっぱりなかなか連絡するのも勇気が要ることだと思うのですけれども、何か子どもが助けを、ヘルプっていう、出しているのですから、何か保護者の方、学校の方でも声かけというか、そういうことをやっていただけるような、社会全体でそういうみんなを守っていこうというような雰囲気になればいいなというふうに思います。

○会長

ありがとうございました。

案件（2）につきまして、特に、ほかに皆さんのほうからなければ、次の案件に移させていただきますと思いますが、よろしいでしょうか。

○○委員のほうから。

○委員

すみません。

今、いじめとか虐待の話が出てましたけれども、相手の気持ちで対応するのではなくて、ちょっと別の視点からで、この人権をお互い守っていくというところで、例えば、虐待一つにしても、連鎖というものがあります。いじめた側、いじめられた側、加害者側、被害者側がありますけど、加害者側がなぜそうしたか、先ほど学校でという話もありまし

たけれども、そこを何とか断ち切る方法というのが具体的にしないと、やっぱり加害者側の心に届かないと思うのです。

例えば、児童虐待のことに関しましたら、子どもに手を挙げる、これはしつけだというのが、まだまだあります。先日の虐待、体罰のところでありました。でも、力でもって相手に何かを言い聞かせるという方法は間違っているよ、そうじゃなくて言葉で伝えるという方法がいいのだよということを、認識の上でみんなでもっていけば、暴力事件にはつながらない。これは本当になかなか難しいことだとは思いますが、体罰の先日の事件にありまして、いやそんなの前からあったことやよと、自分もされた、それで愛情はあったからええんやというふうに風潮も、最近ちょっと変わっては来ていますけれども、まだまだ強いものがあります。

絶対、力でもって相手を制するというのはいけないことなんだ。そうじゃなくて、いけないからどうするんだ、こういうやり方がありますよという、例えば、言葉で伝える、指導していくというのがあるよということを伝えれば、ああそうかって気づかれる方も100%とは言いませんけれども、あるかと思しますので、その辺のみんなの意識を変えていくというところも大事かなと思います。

高齢者の方、例えば、認知症の方々のいろいろな介護する側にとっては、もうとっても大変な思いをして対応されていると思いますけれど、オレンジリングの運動も進められておりますよね。そのときに、高齢者の認知症の方に対してだったら、こう言いはったら、こういうふうに答えを返すとその場は解決して、お互い心が静かになって、少しでもプラスの方向の対応になりますよというプログラムも、今、八尾市でも進められております。全国的にも進められております。それをできるだけたくさんの方がちょっとずつ知っていたら、少しでもよくなるのではないかと、きれいごとかもわかりませんが、知識がないからできてないというのがないと、知らないからやってしまうのである。そしたら、ちょっと知ったら、しなくなるということもたくさんあると思います。

その辺の地域であり、学校であり、行政であり、いろんな立場から、それをアプローチしていったらいいのではないのかなと思います。

時間がないところ、失礼いたしました。

○会長

ありがとうございました。

それでは、事務局のほうから。

○事務局

失礼します。先ほどから、いろいろ御意見をいただきまして、少し教育委員会として述べさせていただきたいなと思いましたが。と言いましても、もう既に〇〇委員のほうから、言っている部分になるかなと思うのですが、やはり学校現場というのは、かつては学校ということで、今は、やはり保護者の方々、それから、地域の方々と一緒に運営していかないと成りゆかないということは、もう重々承知しておりますし、また、そういう方向で動いているかなということも思っております。

また、保護者の方々に対する接し方につきましても、先ほどから御指摘もいただきましたけれども、やはりこれもよくあった昔のような、上から目線というような雰囲気であるとかというのではなく、先ほど対等であるということをおっしゃってくださいましたけれども、そういう形で接していくのは当たり前であるというような認識をやはり持っていく必要があるかなと思いますし、また、その辺については、機会を捉えながら、考えて話

をさせていただきたいなと思います。

以上です。

○会長

ありがとうございました。

○委員

一番今日ドキッとしましたのは、〇〇委員さんがおっしゃっていただいた障がい者、これから、超高齢社会になってまいります。その中で、やはり高齢になりましたものは、私も30年前に母が物忘れがひどくなりまして、24時間、やはり心を休む間がなかったです。

そのようなときに、そういうふうな家族を抱えた集いが、市と地域と協働してありました。そこへ出てまいりまして、同じ悩みを持つものが、情報を共有しながら支え合い、そこで、悩みを打ち明けられる友達を見つけました。随分、心は明るくなって、母に対する接し方も、私なりに少しよくなったなということで、随分、折れた心が軽くなりました。

これからは、一つお願いがございますが、市と、地域とか、そういうふうな関係団体と、もっともっと連携をしていただきまして、そういうふうな場づくりをこれから取り上げていただきたいと、これは大きなこれからの課題だと、私も含めてお願いいたしますし、考えさせられた点でございます。よろしく願いいたします。

○会長

どうも御指摘ありがとうございました。

それでは、時間も押しておりますので、引き続き、最後の案件であります「差別事象等について」、事務局から説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○事務局

失礼いたします。案件（3）「差別事象等について」、御説明いたします。

前回の審議会報告以降に、新たに八尾市内での発生が確認された差別事象について、御報告させていただきます。それでは、資料4をごらんください。

お示ししておりますとおり、3件の差別事象が発生しております。

1件目としまして、大型商業施設におきまして、「在日韓国人はヤクザ」、具体的な政党名を挙げまして、「『〇〇党の真実』でケンサ」、末尾一文字は解読不能です。「韓国は反日国家」と、3段に書かれた差別落書きが発見されました。

対応といたしましては、関係機関への通報後、現場確認と記録を行い、その後、消去を行っております。

2件目としまして、市営住宅の敷地内の工事用フェンスに、「具体的な地名」、と「同和」という2つの単語が、少し離れて記載されておりました差別落書きが発見されました。

対応といたしましては、関係機関への通報後、現場確認と記録を行い、その後、消去を行ったものでございます。

3件目といたしまして、市外に所在する団体の事務局への同和地区を問い合わせる電話がございました。その際、具体的な都市名を挙げた上ですが、「夫がそちらの出身で、その部落地区を教えてほしい。」「もう結婚しているので、差別とかはない。」「夫がその地名の出身地というところと驚かれるので、なぜ言われるのか、そこが部落地区かを知りたい。」という旨の発言があったものです。

こちらは、着信履歴に残っておりました電話番号から、行為者が八尾市民であると判明したものであり、後日、当方から改めて行為者に対して架電いたしましたが、発言の事

実は認めたものの、一切の対応を拒否され電話を切られたところであります。

本市としましても、このような事象の発生を踏まえ、今度とも引き続き差別意識の解消に向けて、啓発に努める必要があると考えております。

甚だ雑駁ではございますが、案件（3）につきまして、御説明のほうは以上でございます。

○会長

ありがとうございました。

ただいまの御説明にありました差別事象3件につきまして、委員の皆さんから、何か御意見とかございましたら、伺わせていただきたいと思います。

○委員

時間がありませんので、扱いは会長さんにお任せいたしますが、この3件のことではなくて、実は、昨年10月より、「週刊朝日」の記事の中で、大阪の橋下市長さんの出自について、八尾市の被差別部落を特定して、そしてさらにその記事の中でも大変差別的な表記を行って、橋下市長のそういう性格と言いますか、それがあたかも被差別部落の出身の父親から、そのDNAを引き継いでいるからだ、という趣旨の記事が出されました。

この記事については、後日談がありまして、先日の大阪の体罰のありました桜宮高校の問題で、橋下市長さんが練習の中止とか、スポーツ部の中止とか、そのクラブの中止とか、そういうことを発表された後に、それに対する反論という形で、まさにその記事を踏まえたような内容で、橋下市長が、被差別部落の出身者であるから、そういうことを言うている。そして、そういうことを部落の人間は言うなというような書き込みがツイッターだったと思いますが、あったということがあります。

これについては、地域のほうからも八尾市に対して申し入れをさせていただいて、市長名で出版社のほうにも申し入れがされて、その後、経過の報告なり、謝罪なりというのが、八尾市あてにはされたというふうに報道はされているのですが、この経過が、この差別事象の中には載せられていませんので、特に、それを載せなかった理由があるのかどうか、というかその経過については、時間がないからいいですけども、少し関係の皆さんには、ぜひ、報告をされたらどうかなというふうに思います。

○会長

ありがとうございました。

何かコメントでもございましたら。

○事務局

申しわけございません。事象という捉え方ということで、ここにちょっと御紹介できていなかったということでございます。

今、御案内いただきましたとおり、「週刊朝日」に、橋下市長の出自をめぐって、差別的な記事が掲載されました。

一般的に言論の自由、報道の自由と、こういった差別事象に対する、我々としたら制限をかけていくということで、どこでバランスをとるかということで、橋下市長御自身も、市長という公人という立場で、やはり一般の方よりプライバシーを制限される枠というのは狭いだろうということはおっしゃっておられますが、ただ、今回の記事につきましては、やはり出版社自身が、差別性があるということで、社内が人権の第三者委員を入れた委員会の中でもそういう判断をされておられまして、次号で連載を予定しておったわけですが、1回目の記事でそういった差別がなされたということで、出版社自身が反省の謝罪文を次

号で掲載されて、連載を打ち切られたということもございまして、私どもも当然記事に問題があるということで、当初より認識をしておりまして、推移を見守っておったところでございますが、市長に対する謝罪というような形での記事でございましたので、やはり、その八尾市内の特定の地域が、実名を挙げて、その地域の出身者であることが、先ほど〇〇委員から御紹介いただいたように、人格に問題があるかのような記事の記載の内容になってございましたので、八尾市民が深く傷ついているということで、ある意味、市長から厳正に抗議をさせていただく必要があるであろうということで判断をさせていただきまして、朝日新聞出版社に対して、抗議文の申し入れをさせていただいているところでございます。

それに対して、これはホームページのほうにも、この抗議文は、掲載させていただいてございますが、これに対して、朝日新聞出版社から、役員さんが私のほうにお見えになりまして、市長に直接謝罪をしたいということで、謝罪文をお持ちになっておわびにお越しになりました。

そのおわび文についても、本市にホームページに掲載をさせていただいてございます。

私どもは、非常に残念な事象で、こういったことは深く受けとめておりまして、引き続きこういった差別のないように取り組んでいかないといけないというふうに認識をいたしておりますので、広く市民の方に、こういう毅然とした態度で臨む必要があるということで、ホームページにも掲載をさせていただいたところでございます。

ここに御紹介できてなかったのは、ちょっと申しわけございません。ホームページにアップさせていただいているというようなこともございまして、ちょっとこちらとしても手抜かりがあったかなということで申しわけないと思います。

ちょっと雑駁な説明で十分ではないかもわかりませんが、以上でございます。

〇会長

この〇〇委員の御要望につきましては、ちょっと私のほうであずからせていただきまして、事務局と相談いたしまして、この資料に追加するかどうか、恐らく前向きな形で取り扱うことになろうかと思いますが、決めさせていただければと思います。

でも、重要な御指摘ですし、私も大学のゼミのほうで、この記事については取り上げて、ゼミで討論したこともありましたので、非常に身近なことを感じさせていただきました。御指摘ありがとうございました。

ほかに何かございませんでしょうか。

それでは、以上で本日の案件をすべて終了いたしました。

その他、最後に委員の皆さんのほうから、何か発言はございませんでしょうか。

事務局のほうからは。

〇事務局

本日、早朝より長時間にわたりまして、貴重な御意見を賜りました。ありがとうございました。

いじめ問題ということで、いろんな委員各位から御案内いただきましたとおり、やはりその閉じた社会の中で、いじめというのは起こりがちだということで、やはり我々も、この人権尊重の社会づくり条例に基づいて、いかに実践をしていくかという部分で、やはりこの社会的な支えというのが大事なかなと。やはり学校も「開かれた学校」ということもございますし、家庭の中でも障がい者がおられる御家庭でいろいろ心労が重なって、そういつたいいじめにつながるのかなというのがございますので、やはりその開かれるということが大事なかなということで、我々としては、やはりこの無縁社会というような言葉も、一

時話題になりましたが、やはり地域の中のつながりというのは、今、希薄になっているのかなど、コミュニティ、町会加入率も下がっているということもございまして、我々としては、町会の加入率を促進していこうという取り組みもしております。

やはり、学校だけ、行政だけということではありませんで、〇〇委員からも、地域での支え合いというような貴重な御意見もいただいております。まさにそのとおりかなど、私も思っております、やはりその障がい者の方、〇〇委員から御案内のあるケースも、やっぱり家庭の中で疲れてしまっている、誰にも相談できない、ほかに悩みを打ち明ける人がおられないということもやはり背景にあるのかなどと思いますので、その近隣との関係、地域社会、地域での支え合いということが、我々、そういう予防という面では、いじめの予防という意味では重要なことと認識しております、町会加入の促進というようなことを、やっぱり地域でのまちづくり、地域分権ってというようなことで取り組んでおりますけれども、やはり個々の人間だけではなしに、やはり社会で支えるということが大事なことというふうに考えておりますので、本日、いただいた御意見を参考にさせていただいて、今後、また、町内的にも、協力委員会ともしっかり連携をさせていただいて、あるいは、それ以外のいろんな機関との連携を図る中で、いじめ問題について、さらに議論を深めて、新しいそのアプローチの仕方、有効な対応策というのを、また、市民の皆さんとともに、取り組んでいけたらというふうに考えておりますので、本当に、今日は長時間にわたりまして、貴重な御意見賜りましてありがとうございます。

今後も、また、当審議会のほうで貴重な御意見賜れればと思いますので、今後ともよろしく願いいたします。本日、本当にありがとうございました。

○会長

最後の最後になりますが、全体の総括をしておかなければならないと思いますので、ほんの1、2分で総括させていただきたいと思います。

本日は、「いじめ」を切り口にそれぞれの委員の皆さんの御活躍の領域を踏まえて御意見をいただきましたが、認識いただいておりますが、思った以上に共通性があったのではないかと思います。

重要な指摘としましては、やはり問題の早期かつセンシティブな取り組みが重要であるというふうに認識されたのではないかと思います。

問題は、問題として捉える、その感性というものを磨いていく、そのためにも、啓発も含めた人権教育の重要性、要は、相手方に立場に立てる想像力を養うような人権教育の重要性、そして、研修体制の充実ということが望められたということになるかということです。

そして、何よりも、信頼関係を前提とした相談しやすい開かれた体制を構築していくこと。そして、問題を共有するとともに、さまざまな情報を提供していく。取り組みとしては、地域全体という視点でかかわりを深めていく、このように要約できるのではないかと思います。

どうも長時間にわたり、熱心な御議論いただきまして本当にありがとうございました。

市のほうも、今日の意見を踏まえて上で、今後、より一層努力、市政の中に反映していただきたいと、希望いたします。

どうもありがとうございました。